

史料紹介 兵主神社文書の翻刻とその内容について

深谷 幸治

一 兵主神社及び同社文書の概要

(一) 兵主神社

近江野洲郡五条（現野洲市五条）所在の神社。同社は社伝などによると、養老二（七一八）年の創建で、祭神は八千矛神または大己貴命とされる。古代に、近江に定住した渡来系の人々により設立されたものと思われる。同社を信仰の中心とする同郡内の一定範囲の地域を、古代以来兵主郷または兵主荘などと称する。同郷に属する安治村（現野洲市安治）^{あわじ}所蔵の「安治区有文書」中、明応六（一四九七）年成立の「いろいろ帳」と題される帳面記録によると、「兵主十八かう」とあり、当時十八か村が同郷に含まれていたことがわかる。うち同帳では、五条・井口・堤・須原・吉川・西河原・吉地・乙窪・安治・野田・重高（比留田）・小夫（八夫）・津田・小浜の十四村が確認できる（これらのうち十二村は現野洲市、津田・小浜は現守山市に所属）。同社は周辺地域や栗

大郡の一部、吉身荘（現守山市吉身）などに社領が存在していたようであるが、その正確な規模・範囲などは不詳。兵主郷一帯に散在する小社二十一社と共に、氏子圏を形成していたらしい。

(二) 兵主神社文書

兵主神社所蔵の中世・近世文書であり、戦国時代の文明七（一四七五）年から、江戸時代前期の慶安二（一六四九）年に至る文書十八点からなる。今回翻刻掲載にあたり底本として使用したものは、旧中主町（現野洲市の一部）教育委員会所蔵の写真版を複写したものであり、加えて東京大学史料編纂所所蔵の影写本『猫田共有文書・兵主神社文書 外一合』（昭和三十四年十二月影写了）所収の同社文書影写版と照合している。写真版には番号が付されており、以下の翻刻部分の文書番号及び掲載順は、それに準ずるものである。但し翻刻中で、参考文書⑬としてあげた秀吉朱印状は、本来同写真版中では⑱として番号が振られているもので、ここで⑱として出しているものが⑲であった。しかしこの文書⑲は、『野洲郡志』で御上神社（野洲郡三上郷在、現野洲市三上）文書として紹介され、また史料編纂所の影写本『御上神社文書二』（大正五年十一月影写了）に収録されているものと同一文書であり、何らかの事情で写真版作成の際に三上神社文書の一通が兵主神社文書に混入したものと判断し、今回は同社文書から外して参考文書⑲として掲げた。

さらに史料編纂所の兵主神社文書影写本には、今回底本としている写真版のうち、①～⑩、⑰の十一点しか収録されておらず、⑪～⑱は見えていない。だがこれらは内容からして確実に兵主神社文書の一部と判断されるため、今回の報告では同社文書として掲載している。年代順に並べると、⑪（⑰）・⑨（⑮）・①・②・③・⑩

(16)・(12)・(18)・(4)・(6)・(7)・(8)・(13)・(5)・(14)となる(年不詳文書の順は推定、カッコ内はその前号の写し)。それぞれの内容に関しては、以下若干の検討を加えていく。

二 内容の検討

①明応二(一四九三)年六月二十七日付兵主神館宛出羽守(伊庭貞隆)判物

兵主神社が所在する五条村のうち、「堀内」は社領として諸役の沙汰は無いのであるから、段銭等は免除する。以後その旨承知せよ、との内容である。出羽守は当時の六角氏重臣で、一族でもあった伊庭貞隆である。五条村内の「堀内」とは、同村の小字などにもなく、所在不明であるが、環濠などで囲まれた一地域、また社域自体あるいは神館(官)の屋敷地などを指すか。宛所にある「神館(しんかん)」は、兵主社神主であり、現地の土豪である井口氏のことである。

②明応三(一四九四)年十二月十四日付兵主神館宛出羽守(伊庭貞隆)判物

兵主社と二宮(西河原在)の神領等については、先年の成敗のように両社の知行として違いなく認める、というもの。発給者は①と同様出羽守である。伊庭氏は近江守護代クラスの六角氏有力被官として勢力を持ち、この時期に、単独でこうした安堵状等を発給している事例が多く見られるが、貞隆と貞説父子は文亀二(一五〇二)年と永正十一(一五二四)年の二度にわたり、主家の六角氏に反抗し(第一次・第二次伊庭氏の乱)、同十七(一五二〇)年には滅亡している。

③享祿五（天文元・一五三二）年六月二十一日付兵主神館宛六角氏奉行人連署奉書

兵主社・二宮両社の神領は、以前から神主・禰宜の責任で、法会以下の料として、文明七年十一月六日の奉書の内容に準拠し、以後相違ないとの旨申し付けよ、との趣旨。①②では伊庭氏の判物という形で発給されていた神館宛知行安堵・段銭等免除の状が、この時期には六角氏の奉行人連署奉書の形で出されている。伊庭氏の勢力消滅と、六角氏の奉行人体制の再確立を示す一つの証左ともなる文書であろう。ここで言う文明七年の奉書とは、後掲の⑪であり、これが先規となっているのである。

④天正九（一五八一）年か二月十六日付木浜名主百姓中宛宮野政勝等連署書状

兵主社神領のうち、野洲郡木浜このぼら（現守山市木浜町）に存在する分の年貢等は、以前のように同社神主方へ納所せよ、無沙汰すれば催促する、というもの。これにより同社神領の一部が、当時木浜村に存在していたことが確認されるが、その具体的な規模は不明である。差出者の宮野・山田兩人は、天正八年八月から同十年六月まで、野洲郡域に設定されていた織田信長直領の代官である、信長直臣長谷川秀一・野々村正成のそれぞれ家臣である（安治区有文書）。その事実から考えて、时期的にはこの文書は天正九年のものである可能性が高いと判断する。

⑤慶安二（一六四九）年十一月九日付安藤重長宛稲垣重房書状

時期が戦国・織豊期から下り、江戸時代前期の慶安年間のものである。これ以外に、同時期のもものと推定される文書が数点残っている。享保年間の地誌『近江輿地志略』によると、兵主社は天正年間に一度信長に社領を没収され、のち秀吉の時期に五石を回復したという。だが書状文面にある通り、慶安年間には所在地の五条村のうちで既に九石余を所持していた。内容は、この時期同社神館が幕府による社領認可の朱印獲得運動を起こしてい

たらしく、その件につき、当時の領主の稲垣が、江戸の寺社奉行安藤に、朱印獲得依頼の書状を送っているものがこれである。神館が江戸に陳情のため出る際に、この書状を添状として持っていたものであろう。

⑥天正十六（一五八八）年十二月十一日付兵主神館宛佐野右衛門書状

兵主社の元三（元旦と同義、歳・月・日三つの元の意）御供の用として「御上米」のうちから五石を、毎年「遣上」すとしている。発給者の佐野は、当時のこの地域の領主であるものと思われ、同社が社領の安堵を受けているものである。

⑦天正十八（一五九〇）年十月二十二日付神館宛某書状

兵主社供米の件で駿河守から話を聞いた。御手前が五石を抱えられるようにとのことなので、御心得として申し入れておく、との趣旨であろうか。差出者の某が不明であり、また駿河守との関係も内容からはよくわからない。駿河守が五石云々の話をしているようなので、当時の領主がこの駿河守であったものか。

⑧年不詳（慶長年間か）四月十二日付兵主神館宛石川家成書状

兵主社が元三御供に備えられるのはもともとであり、そのため以前からのように、毎年五石を、「御上米」のうちから、五条村の年貢米で同社に納める。またさらに大納言（家康）が帰陣すれば、少しでも神領が加えられるよう、「堀分」を取り合わせる、というものである。⑥に登場した同社分五石を基本的に踏襲しており、内容も「御上米」のうちである。当時五条村は徳川家康の在京料所の一部であったと考えられ、そのため家康代官の石川が書状を発しているものであろう。「堀分」は①の「堀内」と関係あるかと思われるが、詳細は不詳である。

⑨明応二（一四九三）年閏四月十六日付兵主郷築衆中宛出羽守（伊庭貞隆）判物

兵主郷のうち吉川の築の件について、それは当社神領であるので、築衆は「指持人」としての資格を持つており、要脚等は免除する、という。兵主郷のうち最も湖岸に近い吉川村（現野洲市吉川）の野洲川河口付近に設置していたと思われる漁業用の築につき、それを「神領」と認め、その設置有資格者であると思われる築衆、つまり「指持人」には、本来築漁のあがり課されるべき要脚金を免除するという通知である。再び出羽守が発給しているものになる。

⑩天文十五（一五四六）年八月二十七日付兵主宮社家中宛六角氏奉行人連署奉書

兵主社の「社領」である築について、先例のように野洲川での打築による御供備えを認める。どこの在所の者も、新儀の築は禁止するとの趣旨。⑨に続き築の件。「如先々」とは、⑨の内容を受けて言っているものと考えられよう。

⑪文明七（一四七五）年十一月六日付神主宛六角氏奉行人連署奉書

兵主社・二宮両社の神領は、以前から神主・禰宜の責任で、法会以下の料として、往年の例に準拠し処置せよとの趣旨。文明期には六角氏の奉行人連署奉書発給の体制が整っており、のち伊庭氏の台頭で変更されたいらしい。前出③で「先規」とされていた文明七年の奉書がこれに当たる。「神主禰宜ノ掌至」の文言は③と同一である。

⑫年不詳（天文ノ永祿年間か）十二月十六日付木浜名主百姓中宛進藤賢盛書状

兵主社の神領の「公方米」を、木浜村の名主百姓が「恐仕」っていることは是非ないことで、以前のように嚴重に納入すべきであり、難渋すれば催促するので心得ておくように、との内容と思われる。木浜村所在の兵主社神領年貢の納入を促している点で、④とはほぼ類似する。進藤氏は、木浜村に拠点を持つ在地領主であり、六角氏

の有力被官であったが、進藤貞治は永禄十一年九月の信長の六角氏領侵攻時にこれに服属しており、この⑫はその前後のものかと推定される。

⑬年不詳（慶長年間か）四月十二日付兵主神館宛石川家成書状写

⑭の写し。行替位置は異なり、差出者の石川家成の名がなく、「判」とのみ書かれる。

⑮慶安二（一六四九）年か十二月二日付稲垣重房宛松田真□書状

兵主社領は稲垣の知行のうちであるので、朱印獲得訴えの件につき、神館が江戸に下った際に、安藤宛の添状を出されたことはもつともである。訴えはかない、家光の御朱印を神館が頂戴した。問題なく済んだことは結構であり、なお詳細は神館がそちらに帰り申し上げるであろう、というものである。差出者の松田とは、江戸にいる寺社奉行安藤に近侍する者か、あるいは寺社奉行所の勤務者と思われる。朱印獲得の件は成功したのであり、それが神館に下されていることがわかる。

⑯明応二（一四九三）年間四月十六日付兵主郷築衆中宛出羽守（伊庭貞隆）判物写

⑰と全く同文、その写し。行替位置は異なる。花押の形も写されている。

⑱天文十五（一五四六）年八月二十七日付兵主宮社家中宛六角氏奉行人連署奉書写

⑲と全く同文、その写し。行替位置も共通。花押の形も写されている。

⑳文明七（一四七五）年十一月六日付神主宛六角氏奉行人連署奉書写

㉑とほぼ同文、その写し。行替位置は異なる。花押の形も写されている。以上⑮から㉑は、字体などからして、いずれも江戸時代に作成された写しと思われる。

⑱年不詳（戦国期か）十二月八日付南野弥一郎宛谷本某等連署書状

五条村の給人の件、及び同村から出されるものかと思われる人夫の件につき、谷本某ら二人が宛所の南野弥一郎なる人物に連絡している書状であるが、内容に不明点が多く、また時期・登場人物共に不詳である。宛所の南野と兵主神社との関係は不明。字体からして戦国期のものと推定したが、確実ではない。五条村との関係で、同社の所蔵文書として残ったものか。

三 論点

(一) 「社領」「神領」について

兵主神社文書の内容から判明する、戦国期から織田政権期に存在した同神社「社領」「神領」の内容は、以下のようなものである。

「五条村内堀内」① 五条村内の堀により区分されているものと思われる地域。前述のごとく社地または屋敷地などか。諸役免除地。

「御神領木浜ニ在之分」「兵主大神宮領公方米」④⑫ 木浜村に存在した田地等からの納入分米。同村に飛地的社領が存在していた。ここでは「公方米」と呼ばれている場合があり、少なくとも木浜村の「公方米」の一部を取る権利を持つのが、同社であったことは確実である。

「吉川築之事、当社神領者」「当社社領築」⑨⑩ 築が「神領」とされる。これは築自体を「神領」としてい

る、つまり築を設置する権利（漁業権）、またそれによる収入を「神領」という概念に含めて言っているものか。あるいは築を設置する場所（この場合は野洲川下流から河口域）を「神領」としているものか明確ではない。それら全てを含む経済的営為としての築漁と収入分を総称してそう呼んでいるものとも考えられよう。野洲郡に隣接する蒲生郡島村（現近江八幡市島）所在の大嶋奥津嶋神社の、文明十四（一四八二）年十二月付奥島莊政所神領講田定書の内容などによると、「神領」という言い方で表現されるものは、あくまで「下地」を指すものかとも思われるのであるが。豊臣政権期以降、五石相当の米が「五条村成ケ」の「御上米」のうちから同社に施入されるという形態をもって（⑧⑬）、実質的に同社給分とされている。これは領主分年貢米のうちから、一部を割いて同社分とされていたことを意味しており、同社が当時社領を有していなかった可能性を示唆する。一方で慶安年間には、同社納入分は既に九石余に拡大しており、やはり所在地五条村の「高之外」（⑤）として社納分が確定していることがわかる。江戸前期にその分の社領が新規に、または再交付の形で付与され、のち朱印地として認可されているものである。なお③④⑪（⑱）には、「野洲郡兵主社二宮両社神領」といった形で書かれているが、同郷二宮の「神領」の具体的内容については全く不明であり、その運営は一宮である兵主社と共通の財政基盤で運営されていた可能性もあろう。

（二）二宮の地位について

前記の「神領」の件もあるが、また兵主社と二宮は「為神主・禰宜、法会・祭礼・諸神事等、社官職掌至」（③⑱⑰）ともあり、それらの宛所がいずれも兵主社神館であることから、神事等も合同あるいは共通のものとして

兵主神館の管轄下で実施されていたものとも考えられる。二宮以下は、事実上は兵主社の付属社、摂社的存在であったものかと思われる。

(三) 築の運用について

築についての史料で、⑨⑮では宛所が「当庄築衆中」、⑩では「兵主宮社家中」となっている。前者では「兵主郷内吉川築」は「当社神領」であるから、「築衆指持人」は要脚等免除とされ、後者では「当社領築」は「野洲川流付打築」で、新儀は禁止とされている。これらから判断して、兵主社の「社家中」に築漁業権を持つ「築衆」があり、「築衆」は築を設置する「指持人」として築役免除の特権を持っていたものと考えられる。おそらく神館自身も土豪クラスの存在として、「築衆」の権利を持っていた一人であろう。前述のように、社領や神事に関する文書は全て兵主神館に宛てられており、それらは神館の管轄とされる。築については神館を含む「築衆」が共同運営し、兵主社の権威を後ろ盾として利用していたものである。

(四) 社領朱印獲得運動について

江戸時代前期の慶安年間に、神館が社領確認の朱印獲得のため江戸まで出向いている。江戸前期には、比較的規模の大きい寺社の場合は既に幕府から直接所領確認の朱印を発給する制度が定まっていたが、中小規模の地域寺社に関しては、在地における、あるいは領主との個別的・慣習的安堵が行われていた。兵主社は過去の社領消滅の経験から、特に幕府からの公的な朱印獲得を希望したものであろう。また現地領主の添状が効果を發揮して

いることが確認される。

四 参考文献

- 橋川正編『野洲郡志』上下（野洲郡教育会、一九二七年）
宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）
日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』一八（三一書房、一九七三年）
『角川日本地名大辞典』二五 滋賀県（角川書店、一九七九年）
『日本歴史地名大系』二五 滋賀県の地名（平凡社、一九九一年）

史料翻刻

※以下は兵主神社文書の翻刻である。後部に参考文書として関係史料を一点掲載している。

※底本として旧中主町（現野洲市）教育委員会所蔵の写真版複写を使用し、東京大学史料編纂所影写本を照合している。掲載は写真版の撮影順である（但し⑱⑲については前述の通りである）。

※この翻刻は、筆者を含む近江中近世史研究会による成果である。

①明応二（一四九三）年六月二十七日付兵主神館宛出羽守（伊庭貞隆）判物（折紙）

当郷五条村内」堀内事為社領」諸役無其沙汰之上者」段錢要脚以下令」免除之訖向後其段」可被存知候也仍」
状如件

明応貳

出羽守（花押）

六月廿七日

兵主神館殿

②明応三（一四九四）年十二月十四日付兵主神館宛出羽守（伊庭貞隆）判物（折紙）

兵主社并二宮」同諸神領等事」先年如成敗」御知行不可有」相違候者也仍状」如件

明応三

出羽守（花押）

十二月十四日

兵主神館殿

③享祿五（天文元・一五三二）年六月二十一日付兵主神館宛六角氏奉行人連署奉書（折紙）

野洲郡兵主社二宮」両社神領之事如先」規為神主禰宜法会」祭祀諸神事社」官職掌至等任去文明」七年十一月
六日奉書」之旨向後無相違可被」申付由被仰出候也仍執達」如件

享祿五年六月廿一日

(野寺) 忠広 (花押)

兵主 神館殿

(三上) 頼安 (花押)

④天正九(一五八二)年か二月十六日付木浜名主百姓中宛宮野政勝等連署書状(折紙)

以上

兵主御神領木浜二」在之候分如前々神」主方へ可有納所候」若無沙汰付て者」堅催促可申付候」恐々謹言

二月十六日

宮野新介

政勝 (花押)

山田又右衛門

長将 (花押)

木浜 名主百姓中

⑤慶安二(一六四九)年十一月九日付安藤重長宛稲垣重房書状(折紙)

江州野洲郡五条村」之内兵主太神宮社」領高九石五斗四舛五合」并林等從前々神領」被社納來候所紛無之」由
二候右之村拙者拜」領之地之内二候得共高之」外二而御座候此度神館」御朱印御訴詔二致」參符候大社古跡二
候」条可罷成義二候者也」御朱印頂戴仕候様二」頼存候恐惶謹言

慶安貳

稻垣撰津守

丑十一月九日

重房(花押)

安藤右京進様
(重長) 人々御中

⑥天正十六(一五八八)年十二月十一日付兵主神館宛佐野右衛門書狀(折紙)

已上

兵主太神宮「元三之御供」被備之儀目出度候「然間以御上米之内」毎年八木五石宛「進上申候条如有来」可被相懃候恐々謹言

天正拾六年

佐野右衛門

十二月十一日

綱□(花押)

兵主 神館殿 御宿所

⑦天正十八(一五九〇)年十月二十二日付神館宛某書狀(折紙)

以上

兵主大神宮御「供米之儀御理」之通駿河守申「間候然者御手前」を以五石可被相「拘旨候為御心得」申入候恐惶謹言

天正拾八年

□□(花押)

極月廿二日

神館殿 御宿所

⑧年不詳（慶長年間か）四月十二日付兵主神館宛石川家成書状（折紙）

以上

兵主太神宮「元三之御供」被備候儀尤候「然者如有来候」毎年八木五石「以御上米之内五条成ケニ而可有御」納候猶此上も「大納言帰陣候者」少も御神領參候「様二堀分取合」可申候為其一筆「申候恐々謹言

卯月十二日

石川日向守

家成（花押・黒印）

兵主 神館殿 御宿所

⑨明応二（一四九三）年閏四月十六日付兵主郷築衆中宛出羽守（伊庭貞隆）判物（折紙）

兵主郷内吉川「築之事当庄」神領者彼築「衆指持人之事」候之間要脚等「令免除者也」仍状如件

明応弐

出羽守（花押）

後四月十六日

当庄 築衆中

⑩天文十五（一五四六）年八月二十七日付兵主宮社家中宛六角氏奉行人連署奉書（折紙）

当庄社領築衆事」任先例野洲川流」付打築御供可」備之雖為何之在所」新儀輩堅被停止」間如先々可被申付由」
被仰出候也仍執達如件

天文拾五年八月廿七日

（宮木）賢祐（花押）

（後藤）高雄（花押）

兵主宮 社家中

⑪文明七（一四七五）年十一月六日付神主宛六角氏奉行人連署奉書（折紙）

野洲郡兵主社」二宮兩社神領」事如先規為」神主禰宜法会」祭礼諸神事」等社官職掌至」任往年之例可」有成
敗之由被仰出候也」□^抄執達如件

文明七年十一月六日

（永原）重信（花押）

高種（花押）

神主殿

⑫年不詳（天文、永祿年間か）十二月十六日付木浜名主百姓中宛進藤賢盛書狀（折紙）

兵主大神宮領公」方米恐仕候由無是」非候儀所詮如前々」嚴重可□取□□候」於難決者可有催」促候条可有其
心」得候為其如此候恐々」謹言

十二月十六日

進藤

賢盛(花押)

木浜 名主百姓中

⑬年不詳(慶長年間か) 四月十二日付兵主神館宛石川家成書状写(折紙)

以上

兵主太神宮元三之「御供被備候儀尤候」然者如有来候毎「年八木五石以御上米之」内五条成ケニ而可有「御納候猶此上も」大納言帰陣候者少も「御神領參候様ニ堀分」取合可申候為其一筆「申候恐々謹言」

卯月十二日

石川日向守(家成)

判

兵主 神館殿 御宿所

⑭慶安二(一六四九)年か十二月二日付稲垣重房宛松田真□書状(折紙)

以上

如貴意■得御意候「処願貴札忝披見」仕候然者江州野洲郡「兵主大神宮社領之儀」五条村貴公様御知「行之内ニ御座候ニ付」御朱印為御詔詔「神館被罷下候ニ安藤」右京進殿へ御状被為「添候旨御尤ニ奉存候」則御詔詔相叶「公方 御朱印」神館被■頂戴候「無滞相濟候段」珍重存候猶委細之「儀神館於其地可被」申上候恐惶謹

言

極月二日

松田九郎左衛門

真□(花押)

稻撰津守様 御返報

(稲垣重房)

⑮明応二(一四九三)年閏四月十六日付兵主郷築衆中宛出羽守(伊庭貞隆)判物写(折紙)

兵主郷内吉川「築之事当庄」神領者彼築衆「指持人之事候之間」要脚等令免除「者也仍状如件

明応貳

出羽守(花押写)

後四月十六日

当庄 築衆中

⑯天文十五(一五四六)年八月二十七日付兵主宮社家中宛六角氏奉行人連署奉書写(折紙)

当庄社領築衆事「任先例野洲川流」付打築御供可「備之雖為何之在所」新儀輩堅被停止「間如先々可被申付由」

被仰出候也仍執達如件

天文拾五年八月廿七日

(宮木)賢祐(花押写)

(後藤)高雄(花押写)

兵主宮 社家中

⑰文明七（一四七五）年十一月六日付神主宛六角氏奉行人連署奉書写（折紙）

野洲郡兵主社」二宮両社神領事」如先規為神主禰宜」法会祭礼諸神事」等社官職掌至」任往年之例可有」成敗之由被仰出候也」仍執達如件

文明七年十一月六日

（永原）重信（花押写）

高種（花押写）

神主殿

⑱年不詳（戦国期か）十二月八日付南野弥一郎宛谷本某等連署書状（折紙）

尚以人夫以下者」遍人かく■□」先々物成御改可有」御給人候其段」兩人分□申候已上態以折紙被申候仍」五条百姓中御」改被□い津連の」御給人衆へも御」知行にて候人夫以」下■角■候間」御給人□其段」被申候先々知行之」物成分御請取候て」尤候間□中□候」様不■入候」恐々謹言

十二月八日

■中衛門

■□（花押）

谷本■七郎

安■（花押）

南野

弥一郎殿



(参考文書)

⑬年不詳(天正)慶長年間 五月十五日付宰相宛豊臣秀吉朱印状(折紙) 御上神社文書

態申遣候其方「普請何程出来」候哉磊出来候「所書付可申越候」打続雨降候間「付損様二念を」入可被申付候」
近日可有還御候」条各精を入候様二」可申聞候猶長束」藤藏可申候也

五月十五日

(秀吉糸印)

宰相殿